令和４年度第１回

原子力防災に関する連絡会議

会　　議　　録

日　時：２０２２年7月２０日（水）午後２時開会
場　所：札幌国際ビル　８階　国際ホール

１．開　　会

【北海道（原子力安全対策課 池畠課長補佐）】　定刻になりましたので、ただいまから原子力防災に関する連絡会議を開催させていただきます。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、換気ですとか感染拡大防止対策を十分講じた上で進めさせていただきたいと思います。

まず、開会に当たりまして、北海道原子力安全対策課長の稲場よりご挨拶申し上げます。

【北海道（稲場原子力安全対策課長）】　北海道原子力安全対策課の稲場でございます。

本日は、ご多用のところを皆様にこのようにお集まりいただきまして、ありがとうございます。

また、日頃から、原子力防災対策の推進にご理解、ご協力をいただきまして、ありがとうございます。

この連絡会議は、万一、原子力災害が発生した際に住民避難が円滑に行えるよう、後志管内の避難元自治体と避難先の自治体など、関係自治体が原子力防災等に関し情報共有を図ることを目的としておりまして、平成２５年から毎年度開催させていただいているところです。

道では、これまで皆様と様々な研修や防災訓練の実施などを通じて原子力防災体制の充実に取り組んできたところでございますが、原子力防災対策は、第一線で住民の方々と向き合っていらっしゃいます市町村の皆様の役割が何よりも重要と考えておりまして、これまでの皆様のご協力に改めて感謝を申し上げます。

本日、道からは、令和４年度の原子力防災訓練や近年の原子力防災計画の修正概要などにつきまして説明させていただきますとともに、北海道電力株式会社から、泊発電所における審査の対応状況、安全対策、また、事業者として防災訓練の状況などにつきまして情報提供をいただくこととしております。

道としては、今後とも、原子力防災対策の充実強化に向けまして、不断に取り組んでまいりますので、引き続き、皆様のご協力とご理解をいただきますようお願い申し上げます。

限られた時間ではありますが、本日は、皆様と情報共有を図るとともに、幅広いご意見、ご要望などをお聞かせいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではありますが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いします。

【北海道（原子力安全対策課 池畠課長補佐）】　では、議事に入る前に配付している資料を確認させていただきたいのですが、次第と出席者名簿をめくっていただきまして、まず、資料１－１として原子力防災に係る訓練計画、資料１－２として令和４年度北海道原子力防災総合訓練について（素案）、その次に、カラーのチラシですけれども、訓練記録動画の公開ということで、こちらのペーパーもご用意しております。その次は、資料１の参考資料ということで、原子力防災計画に基づく通報連絡体制及び通報連絡方法（緊急時）と

いう資料をお配りしております。ここまでが資料１です。次は、資料２として、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）の修正の概要についてというものがあります。この後は北海道電力の資料になりますけれども、Ａ３判のカラーのペーパー、資料３－２として原子力規制委員会への原子力防災訓練実施結果の報告についてという１枚物のペーパーがございます。続いて、添付資料１ということで訓練の報告要旨です。それから、添付資料２が訓練の結果の概要ということで、少し厚めの資料がございます。最後に、添付資料３という要素訓練の概要があるかと思います。

皆様、資料についてはよろしいでしょうか。

では、ここから議事に移らせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

２．議　　事

【北海道（稲場原子力安全対策課長）】　それでは、早速、議題に入らせていただきます。

まず、議題（１）令和４年度（２０２２年度）原子力防災訓練について、事務局から説明させていただきます。

【北海道（原子力安全対策課 鎌田主任）】　北海道原子力安全対策課の鎌田と申します。

原子力防災総合訓練を担当させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料１－１の令和４年度（２０２２年度）原子力防災に係る訓練計画をご覧ください。

こちらは、大きな項目として五つの訓練に分類させていただいております。

１、北海道原子力防災総合訓練、２、通信連絡訓練、３、原子力災害現地対策本部図上演習（オフサイトセンター運営訓練）、４、緊急時モニタリング訓練、このほか、５としまして、町村が行う個別訓練、こちらは、町村で個別訓練を実施する場合には道が積極的に支援を行うこととしておりますので、そちらを記載させていただいております。

では、１からご説明させていただきます。

１の北海道原子力防災総合訓練になりますが、こちらは総合訓練と要素訓練の二つに分かれております。

総合訓練につきましては、この後の資料１－２でご説明させていただきますので、この場では説明を省略させていただきます。

（２）の要素訓練につきましては、地域における課題や総合訓練において判明しました検討事項等に焦点を当てまして、改善を図るための検証等を実施する訓練となっております。

今年度の時期、内容等については、調整中となっております。

なお、この要素訓練ですが、過去には、厳冬期に実施した意思決定訓練、外国人観光客を対象とした避難訓練などを実施しております。

２の通信連絡訓練に関しましては、担当の中江よりご説明いたします。

【北海道（原子力安全対策課 中江主任）】　原子力安全対策課の中江と申します。

通信連絡訓練について、私からご説明させていただきます。よろしくお願いします。

通信連絡訓練につきまして、複合災害を含む原子力災害時の初期対応における通信連絡手順や応急活動を確認し、道及び関係町村担当者の能力向上を図ることを目的に、毎月実施しております。

通信連絡訓練の流れについては、皆様も既にご承知のことと思いますが、確認の意味も込め、改めてご説明させていただきます。

それでは、資料１の参考資料の原子力防災計画に基づく通報連絡体制及び通報連絡方法（緊急時）をご覧ください。

まず、１のフロー図は、通信連絡訓練の経路を定めております。

緊急時においては、５キロメートル圏のＰＡＺ、５キロメートルから３０キロメートル圏のＵＰＺの町村に対し、事業者、原子力規制委員会、北海道から通信連絡をすることになっております。

また、避難先等となる市町村の皆様には、道の原子力安全対策課から通報させていただき、そのほかの道内市町村の皆様には、各振興局を通じて情報提供を行うこととしております。

次に、２の通報連絡方法についてです。

①の５キロメートル圏のＰＡＺと５キロメートルから３０キロメートル圏のＵＰＺの町村については、専用回線の電話とファックスによる連絡を行います。

②の避難先となる市町村等については、原子力安全対策課から対象市町村の皆様に、③の１３町村以外の道内市町村については、各振興局を通じて電子メールの一斉送信によりご連絡いたします。

通信訓練については、①のＰＡＺ及びＵＰＺの町村を対象として毎月実施しているものと、例年８月と２月に規模を拡大し②の避難先も含んだもので実施しており、８月の訓練については８月１０日に実施を予定しておりますが、後日、日にち等も含め、改めてご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、総合訓練または要素訓練を行う月につきましては、この訓練の中の項目の一つとして通信訓練を実施しており、当該連絡体制により訓練を実施いたします。

詳細につきましては、時期が近くなりましたらご案内させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

資料の説明は以上です。

【北海道（原子力安全対策課 鎌田主任）】　続きまして、資料１－１の３、原子力災害現地対策本部図上演習（オフサイトセンター運営訓練）についてご説明いたします。

こちらにつきましては、関係自治体や防災関係機関の災害対策要員、オフサイトセンター参集要員を対象に、オフサイトセンターの運用に関する知識、技術の習得、向上を図ることを目的といたしまして、８月１８日、１９日の２日間にわたって実施をいたします。

次の４、緊急時モニタリング訓練になりますが、緊急時モニタリング要員を対象に、緊急時モニタリング活動を円滑に実施できるよう、緊急時モニタリングに関する知識、技術の習得を図ることを目的といたしまして、８月から１０月の間に、教養コース１回、専門コース４回、総合コース３回を行います。

直近の予定といたしましては、８月に専門コース４回を予定しております。

資料１－１については以上となります。

続いて、原子力防災総合訓練についてご説明いたしますので、資料１－２をご覧ください。

こちらは、北海道原子力防災総合訓練の素案になりますが、１、訓練の目的は、防災関係機関が協力して原子力防災対策を円滑に実施できるよう、関係機関の連携、防災業務関係者の防災技術の向上を図るとともに、地域住民の防災意識の高揚や、防災対策に関する理解促進を図るといった目的の下、実施いたします。

主催につきましては、道及びＵＰＺの１３町村となります。

実施日時につきましては、令和４年１０月３１日の月曜日、８時４５分から１６時までを予定しております。

訓練内容につきましては、国の原子力災害対策指針に定められた避難の判断基準、ＥＡＬ、ＯＩＬに基づき、段階的な住民避難を円滑に行うため、次に記載されております各種訓練を予定しております。

なお、詳細につきましては、現在、関係機関と調整中となります。

訓練内容は、（１）意思決定訓練と（２）実動訓練の二つに分かれまして、意思決定訓練も、オフサイトセンター運営訓練、災害対策本部等運営訓練の二つに分かれて実施しております。

オフサイトセンター運営訓練につきましては、原子力災害時におきまして拠点となります施設、緊急事態応急対策等拠点施設、オフサイトセンターに、国、道、関係１３町村、防災関係機関から、あらかじめ定められました要員が参集しまして、事故の状況や防災関係機関の対応状況を把握しながら情報共有を図り、防護措置の調整、確認を行うものとなっております。

その次の災害対策本部等運営訓練につきましては、道、町村で災害対策本部を設置いたしまして、防災関係機関と情報共有、応急活動の確認、調整を行うなど、自然災害との複合災害時における避難等の防護措置の確認、調整を行う訓練となっております。

次に、実動訓練の各訓練についてご説明いたします。

まず、住民避難等訓練につきましては、各町村の避難計画を基本といたしまして、ＥＡＬ、ＯＩＬの判断基準に基づき、住民等の安全確保を優先して、屋内退避等の防護措置を段階的に行うものです。

なお、一時移転の対象となります地域につきましては、今年度は泊発電所の北側の地域になります泊村、神恵内村、積丹町、古平町、余市町で実施させていただきます。

次に、孤立地区等を想定した避難訓練につきましては、想定で孤立地区を設定いたしまして、この地区の住民を実動機関のご協力によりまして、特殊車両等を出動しまして救出、救助する訓練となっております。

昨年度では、倶知安町におきまして、自衛隊ヘリコプターによるつり上げ救助訓練、仁木町におきましては、自衛隊の装甲車による搬送訓練等を実施しております。

次の避難所の開設訓練につきましては、感染症対策を講じた避難所の開設を行いまして、避難してきた住民の受付、屋内退避等を行うものとなっております。

また、在住外国人及び外国人観光客の避難も実施いたしまして、多言語による情報伝達、相談対応等を併せて実施する予定となっております。

要配慮者避難等訓練につきましては、社会福祉施設や学校などへの通報連絡、避難訓練の実施、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者の放射線防護施設への避難受入れ、屋内退避等を行う訓練となっております。

一時滞在場所設置・運営訓練につきましては、さきにご説明いたしましたＵＰＺの一時移転の対象となります泊村、神恵内村、積丹町、古平町、余市町が、避難先の市町村のご協力の下、避難先の施設で住民の受付や誘導を行うものとなっております。

電力供給訓練につきましては、停電が発生したという想定の下、北海道電力の発電機車を出動しまして、停電しましたエリアに電力供給を行いまして、停電を解消するといった訓練となっております。

次の原子力災害医療活動訓練、こちらは三つの項目に分かれております。

一つ目の避難退域時検査及び簡易除染につきましては、一時移転対象の地域の住民が避難先の市町村へ避難する際に、放射性物質による汚染の有無等について検査、除染を行う訓練となっております。

二つ目の安定ヨウ素剤の緊急配布訓練につきましては、避難する住民に対しまして、安定ヨウ素剤を緊急的に配布する訓練となっております。

三つ目の医療機関への患者搬送と受入施設での医療措置につきましては、泊発電所内で被ばくを伴う傷病者が発生いたしまして、医療機関への搬送、医療措置を行う訓練となっております。

緊急時環境放射線モニタリング訓練につきましては、緊急時モニタリング実施計画等に基づきまして、モニタリングカーによる測定などの手順確認を行うものとなっております。

５、課題の整理等といたしまして、訓練に参加いただきました住民に対するアンケート調査、もしくは、要員等で参加いただきました防災関係機関の皆様に対しまして事後調査等を行いまして、課題等を整理、把握し、原子力防災対策の充実を図るものとしております。

資料１－２については以上となります。

最後に、次のページに、令和３年度北海道原子力防災訓練記録動画の公開（ＹｏｕＴｕｂｅ）についてという参考資料をつけさせていただきました。

こちらの資料は､昨年度の訓練状況を記録した動画を紹介するチラシとなっております。動画については、ユーチューブにて公開しております。

このほか、原子力安全対策課のホームページが下のＱＲコードにも載っておりますが、こちらには、過年度の訓練動画ですとか、住民向けの原子力防災対策のポイントをまとめた動画などを公開しておりますので、ぜひご覧いただければと思います。

私からの説明は以上となります。

【北海道（稲場原子力安全対策課長）】　ただいま、令和４年度の原子力防災に係る訓練計画ということでご説明をさせていただきました。

ただいまの内容につきまして、ご質問、ご意見などがございましたら挙手をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

この後、改めてご質問していただいても結構ですので、とりあえずこのタイミングはよろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

【北海道（稲場原子力安全対策課長）】　ありがとうございます。

それでは、続きまして、議題（２）の北海道地域防災計画（原子力防災計画編）の修正について説明をさせていただきます。

【北海道（原子力安全対策課 鴨川主任）】　いつもお世話になっております。私は、北海道原子力安全対策課の鴨川と申します。

資料２でご説明させていただく修正の内容につきましては、令和２年度、令和３年度の改正の内容になります。

おさらいのような形にはなりますが、修正の概要についてという資料をもってご説明させていただきます。

資料をご覧ください。

１、計画修正の趣旨になります。

資料にありますとおり、新型コロナウイルス感染症等の流行を踏まえた感染症対策、国の原子力災害対策特別措置法及び防災基本計画等の改正並びに原子力防災訓練での取組内容等を踏まえまして、原子力防災体制の充実強化を図るため、所要の改正を行っているものです。

２、主な修正の概要ですが、令和２年度の改正と令和３年度の改正に分けてご説明させていただきます。

令和２年度は、主に２点の修正を行っております。

資料にあります（１）感染症対策の追加、こちらは、新型コロナウイルス感染症等の感染症流行下における防護措置の対応について、別に定めます対応方針に基づき実施するということを追加いたしました。対応方針につきましては、道の原子力安全対策課のホームページでも公開しております。

（２）防災訓練結果等を踏まえた外国人観光客対応の追加。これまで、道が行う住民広

報及び伝達としまして、道は、住民からの問合せに対応するために、問合せ窓口を設置し、必要な情報伝達を行うこととしておりましたが、ここに、外国人観光客への帰宅・帰国支援等に対応する体制の整備など、訓練やマニュアルの作成など、これまで取り組んできた事項を明記いたしました。

令和２年度の主な改正は、以上の２点になります。

令和３年度の改正ですが、主なものとして３点の修正を行っております。

（１）の原子力災害対策特別措置法（原災法）の改正に伴う修正です。

原災法におきまして、市町村長から住民へ発出が可能な避難情報について、避難勧告または避難指示とありましたが、こちらから避難指示のみに一本化されたことに伴い、規定を修正しております。

（２）原子力災害対策指針の改正に伴う修正です。

ＰＡＺの一般住民に先立ち、施設敷地緊急事態の段階で避難を実施すべき対象とされております施設敷地緊急事態要避難者に関し、指針では、これまで、妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児の保護者等について、避難実施に通常以上の時間がかかる場合という限定的な文言がありましたが、全ての妊婦等を対象とする改正がなされたことに伴いまして、規定を修正いたしました。

（３）観光客等の安全確保に係る規定の新設です。

道では、これまで、原子力災害時の観光客への対応を取りまとめましたマニュアルの作成ですとか、多言語対応の啓発用の動画の作成など、外国人を含む観光客等の安全確保に向けた取組を行いまして、原子力防災訓練での検証等を進めてきたことから、それらの取組を防災計画にも反映させるなど、関係規定の新設、整理をいたしました。

以上が、令和２年度、令和３年度の北海道地域防災計画（原子力防災計画編）の主な修正概要になります。

今年度、令和４年度につきましても、国の防災基本計画や原子力災害対策指針の改正を踏まえまして、道の地域防災計画の修正について検討を行ってまいります。

以上で私からの説明を終わります。

【北海道（稲場原子力安全対策課長）】　ただいま、議題（２）につきまして説明がありました。既に改正している内容のおさらいという形でございました。

ただいまの説明につきましてご質問等がございましたら、挙手にてお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

【北海道（稲場原子力安全対策課長）】　こちらにつきましても、後ほど、質問時間がまたございますので、その際に何かあれば聞いていただければと思います。

とりあえず、道からの説明は以上となります。

この後、北海道電力から資料の説明をしていただきますが、説明者の交代をさせていただきますので、５分ほどの休憩時間を取らせていただきたいと思います。

〔　休　　憩　〕

【北海道（稲場原子力安全対策課長）】　それでは、会議を再開いたします。

議題（３）につきまして、北海道電力株式会社の皆様からご説明をお願いいたします。

【北海道電力（成田原子力担当部長）】　北海道電力総務部立地室の成田と言います。よろしくお願いします。

本日は、当社業務につきましてご説明の機会をいただきまして、大変ありがとうございます。

まず、当社出席者のご紹介をさせていただきます。

私の隣から、原子力事業統括部原子力業務グループリーダーの東でございます。

同じく、原子力土木第１グループリーダーの泉でございます。

同じく、原子力建築グループリーダーの野尻でございます。

それでは、ご説明させていただきます。

本日は、当社から２点ご説明させていただきます。

まず初めに、泊発電所の審査の状況についてでございます。

現在、当社は、安全確保を大前提とした泊発電所の早期再稼働に向けて、原子力規制委員会による審査に対応しております。

そのような中、本年５月３１日ですけれども、泊発電所の運転差止めを認める判決が札幌地裁から出されました。

当社は、６月２日に札幌高裁に控訴いたしました。

今後、裁判所のご理解を得られるよう、説明してまいります。

資料３－１、Ａ３判のカラーの資料ですけれども、泊発電所の再稼働に向けた取り組み状況をお知らせいたしますと書かれた資料をご覧ください。

この資料は、道内の皆様に、泊発電所の審査の状況を説明するために作成いたしまして、当社ホームページで公開している資料でございます。審査の状況に応じて、適宜、内容を見直しておりまして、本年６月に更新した資料でございます。

資料の左側中段の地震動評価（１）と書かれたところをご覧ください。

新規制基準では、地震によって炉心損傷などの重大事故を起こさないよう、各種安全対策を実施するため、想定される揺れの大きさを適切に評価する必要があります。

原子力発電所の耐震設計を行うに当たって想定する地震の揺れの大きさである基準地震動の設定におきまして、新規制基準では、二つの観点からの検討を要求されています。

二つの観点の一つ、震源を特定して策定する地震動の評価では、敷地周辺において、過去に建物などに被害をもたらした地震や、活断層による地震から発電所に与える影響が大きいと想定される地震を検討用地震として選定した上で、地震が起きた場合の発電所での揺れの大きさを評価いたします。

基準地震動の策定に向けまして、震源を特定して策定する地震動の評価のうち、積丹半

島北西沖に活断層を仮定し、その活断層により、地震が起きた場合の揺れの大きさの評価について、昨年１０月の審査会合で、断層の傾斜角などの不確かさを考慮した追加検討結果などを説明いたしました。

また、積丹半島北西沖に活断層を仮定した地震動評価を含む震源を特定して策定する地震動全体の評価結果についても説明いたしました。

当社評価に対して規制委員会から、おおむね妥当な検討がなされているとの評価をいただきました。

資料の左側下の段にございます地震動評価（２）をご覧ください。

基準地震動の設定に必要なもう一つの観点であります震源を特定せず策定する地震動の評価についてでございます。

敷地周辺の地質などに関する詳細な調査を実施しても、なお敷地近傍において発生する可能性のある内陸の地震全てを事前に評価できるとは言い切れません。このため、震源を特定せず策定する地震動の評価では、事前に活断層の存在が確認されていなかった場所で発生した地震の観測記録を基に、発電所における揺れの大きさを評価いたします。

今年５月の審査会合では、主に、③の地震動の検討に当たり、敷地において検討に使える地震観測記録が得られていないことから、敷地周辺の地震観測記録を収集し検討したことを説明し、規制委員会から、地震動の検討に当たり、考慮すべき地震観測記録について再整理することなどのコメントをいただきました。

引き続き検討し、今後の審査会合などで説明してまいります。

次に、右側上の段にあります津波評価をご覧ください。

基準津波の策定に向けまして、右側の図の点線の赤丸の日本海東縁部に想定される地震によって発生する津波の評価を行っておりまして、泊発電所に最大規模の影響を及ぼす津波の想定波源について、最新の知見を踏まえた現時点の検討状況を説明いたしました。

想定波源とは、米印の７で右側の下に小さく書いていますけれども、想定する津波の原因となる海底の隆起や沈降を起こす領域のことを言います。

今年５月の審査会合で、想定波源の位置を日本海東縁部の最も西側に移動させた場合の津波高さへの影響や、津波水位が貯留堰を下回る時間の検討結果などについて説明しました。

当社評価に対して規制委員会から、日本海東縁部に想定される地震に伴う津波についてはおおむね妥当な検討がなされているとの評価をいただきました。

今後、基準津波の策定に向けまして、積丹半島北西沖に仮定した活断層による津波の評価や地震に伴う津波と地震以外の要因に伴う津波の組合せによる評価について説明してまいります。

次に、右側中段の火山影響評価をご覧ください。

火山影響評価においては、火山影響評価ガイドの改正を踏まえた火山活動の可能性評価、実効性のある火山のモニタリング手法及び発電所に到達する可能性のある降下火災物、火

山灰の厚さについて、シミュレーションなどによる評価結果を審査会合などで説明していくこととしております。

昨年１０月の審査会合で、火山活動の可能性について、泊発電所の運用期間中に火砕流などが敷地に影響を及ぼす可能性は十分小さいとの評価結果を説明いたしました。

規制委員会からは、各火山の活動履歴や巨大噴火に関する最新知見を網羅的に整理することなどのコメントをいただきました。

今後、資料を修正し、できるだけ早く審査会合等で説明してまいりたいと考えております。

最後に、右側下の段ですけれども、プラント施設への地震・津波の影響評価をご覧ください。

泊発電所では、安全性をより一層高める観点から、岩盤に支持させる岩着支持構造の防潮堤に変更することとしております。

これまでの審査会合でいただいた、一部残置する既設防潮堤などが地震や津波によって損壊した場合の新設防潮堤への影響について説明することとのコメントに関しまして、今年３月の審査会合で、一部残置するとしていた既設防潮堤などは撤去することを説明いたしました。引き続き検討し、今後の審査会合などで説明してまいります。

現在、既設防潮堤の撤去工事を行っておりますが、新たな防潮堤を設置するまでの期間における敷地高さを越える津波への安全対策としましては、建屋に設置済みの水密扉により、重要な設備が設置されたエリアへの浸水を防止いたします。

また、冷却を要する燃料は、全て海抜３１メートル以上にある使用済燃料ピットに保管されておりまして、ピット水の冷却が継続できるよう、送水ポンプ車による冷却水の補給も可能とするなど、多様な対応手段を確保しております。

あわせまして、これらの対策を遂行するための人員体制を整備し、訓練を継続的に行うことで、安全確保に万全を尽くしております。

当社といたしましては、電気料金値下げによるお客様のご負担軽減、さらには電力の安定供給のために、泊発電所の再稼働を実現できるよう、引き続き審査対応に総力を挙げて取り組んでまいります。

また、審査の状況や泊発電所の必要性などについてご理解いただけるよう、ホームページや広報誌のほか、地域の皆様との対話などを通じて、丁寧かつ分かりやすい情報発信に努めてまいります。

資料３－１の説明は以上でございます。

続きまして、お手元の資料３－２、Ａ４判の１枚物の資料ですけれども、原子力規制委員会への原子力防災訓練実施結果の報告についてをご覧ください。

原子力事業者が実施した原子力防災訓練の結果につきましては、原子力災害対策特別措置法の規定に基づきまして、原子力規制委員会へ報告することとなっております。

今回は、昨年５月から１１月までに実施した各種訓練の結果を取りまとめ、今年の５月

１０日に報告しております。

次のページの添付資料１をご覧ください。

こちらは、昨年１１月２６日に実施した総合訓練の結果について記載してございます。

表の下の５、訓練の評価に記載がありますけれども、今回の訓練では、訓練目的でございます泊発電所と本店の原子力防災組織が有効に機能することの確認と事故対応能力の向上をおおむね達成できたと評価しております。

以降の添付資料２と３につきましては、総合訓練と要素訓練の詳細について記載した資料になります。後ほどご確認いただければと思います。

当社といたしましては、今後とも、原子力防災訓練の実施と抽出課題の着実な解決を継続的に実施いたしまして、緊急時対応の改善を積み重ねてまいります。

当社からのご説明は以上でございます。

【北海道（稲場原子力安全対策課長）】　ありがとうございました。

議題（３）につきましてご説明をいただきました。

毎年度、この機会にご説明いただいている内容でございますが、ご質問等はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

【北海道（稲場原子力安全対策課長）】　ないようですので、北海道電力株式会社の皆様、ありがとうございました。

本日予定していました議題は以上となります。

最後に、全体を通じまして何かございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

【北海道（稲場原子力安全対策課長）】　それでは、この機会ではなく、別の機会でも、私たちにご連絡をいただければと思います。

以上で議事を終了します。

３．閉　　会

【北海道（原子力安全対策課 池畠課長補佐）】　これをもちまして、原子力防災に関する連絡会議を終了とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

以　　上